

千里金蘭大学大学院

「看護学研究科看護学専攻（修士課程）学位論文審査基準」

[令和3（2021）年11月4日制定]

学位論文は、以下の基本要件及び評価基準を満たすものとする。

【学位論文審査に係る基本要件】

1. 修士の学位を受ける者は、本学大学院における学位授与の方針に基づき、当該専門分野の学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。
2. 修士の学位を受ける者は、学位論文審査委員による最終試験として実施される口頭試問において、質疑に対し明解に応答しなければならない。
3. 学位論文は、本人のオリジナルでなければならない。
4. 学位論文は、著作権、肖像権、その他の本人以外の権利を侵害してはならない。
5. 学位論文は、適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

【学位論文審査に係る評価基準】

看護学の領域において学術的意義が高い論文、若しくは臨床実践の場において有用性が高い論文であること。

学位論文審査は、下記の項目について評価し、総合的に判定する。

1. 看護学及び看護実践への貢献が高く、期待できること。
2. 研究の背景・意義について先行研究を検討して整理されていること。
3. 研究の目的が明確に提示されており、具体的に定義されていること。
4. 研究の目的に応じた適切な研究の手法や方法が選択されていること。
5. 研究計画・実施における倫理的な配慮が適切になされていること。
6. 研究の成果において独創性や新規性、発展性が論じられていること。
7. 一貫した論旨で構成され、論理性に矛盾がなく、説得力があること。
8. 研究の結果から目的に即した結論が適切に導き出されていること。
9. 口頭試問における質疑応答の回答内容が適切かつ明確であること。

改 廃

この基準の改廃は、研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この基準は、令和4（2022）年4月1日から施行する。